平成 22 年度事業報告（概要）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

「東日本大震災」への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北太平洋沖を震源とする大地震と津波は、東北地方を中心とした東日本の広域に甚大な被害をもたらした。のちに「東日本大震災」と表され、死者・行方不明者数約 2.6 万人、家屋等の全・半壊 10 万棟以上、避難者数は最大時 40 万人以上という未曾有の災害となった。さらに福島県においては原発事故等による県外避難者数が 4 月末時点でも約 3.4 万人を数えた。

この大震災は、社会福祉協議会、社会福祉施設、民生委員・児童委員等、社会福祉関係者にも甚大な被害をもたらした。

本会では、3 月 11 日の発災後、12 日に「東北地方太平洋沖地震（のちに東日本大震災に改称）福祉対策本部」を設置し、情報収集と対応方策の検討、具体的な支援活動として、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営や生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付等にかかる被災県社協支援のための応援職員の派遣調整、福祉施設の被災状況と支援ニーズの把握、関係組織による義援金の募集等を行ってきた。

23 年 3 月 24 日には、緊急の都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議を開催し、23 年度に向けて、被災地ならびに都道府県・指定都市社協、種別協議会等をはじめとする関係団体と連携・協働し、引き続き被災地支援活動を進めていくことを確認した。

「社会保障・社会福祉諸制度」見直し等への対応

社会福祉政策・予算に関しては、政権交代以後、政策決定や予算編成の仕組みが変容するなか、平成 22 年度においても、引き続き社会保障・社会福祉関連諸制度の見直し等に関する論議が進められた。

「新しい公共」円卓会議における「社会事業法人」構想、地域主権改革における社会福祉施設の最低基準の制定にかかる権限の基礎自治体への移譲や補助金の一括交付金化、「規制・制度改革に係る対処方針」における特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）等、今後の社会福祉のあり方に危惧を抱くような検討が進められた。

障害、児童、高齢といった各社会福祉関係諸制度に関しても、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会における「障がい者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた検討、少子化社会対策会議における「子ども・子育て新システムの基本

制度案要綱」に基づく検討、さらには、社会保障審議会・介護保険部会における平成 24 年 4 月の介護保険制度・報酬改正に向けた議論等が進められた。

さらに、厳しい雇用・経済情勢のなか、第 2 のセーフティネットとされる生活福祉資金貸付制度に関しては、21 年 10 月の見直し以降、総合支援資金の貸付件数の急伸とともに、多様な課題が顕在化してきたため、制度の基本的なあり方や運営の課題について、あらためて検討する必要が生じるところとなった。

また、政府にあっては、22 年 10 月、「社会保障と税の一体改革」として、社会保障と消費税を含む税制のあるべき姿を議論し、23 年 6 月に改革案をとりまとめるとし、財源問題を中心として社会保障・社会福祉に大きな影響を及ぼす検討が進められることとなった。

こうした情勢に対応するために、本会では、情報収集と関係者に対する迅速な情報提供に努めるとともに、都道府県・指定都市社協、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人・施設協議会等との連携のもと、適宜、検討の場を設け、意見や要望をとりまとめ、必要な対応を図った。

「全社協福祉ビジョン 2011」のとりまとめ

本年度、本会では、政策委員会において今後の社会福祉のあるべき姿や今日的な福祉課題に向き合う社会福祉法人等の責任と使命について検討を進め、22 年 12 月に「全社協福祉ビジョン 2011」をとりまとめた。構成組織の合意のもと、これからの社会福祉のあるべき姿と社会福祉法人や社会福祉協議会の役割、責任等を明確にし、福祉関係者から広く社会、国民に発信できたことは意義深いことであった。23 年度においても幅広い関係者との連携・協働のもと、その実現に向けた具体的な取り組みを進める。

【東日本大震災への対応】

１.「東日本大震災福祉対策本部」の設置、運営

○　平成 23 年 3 月 11 日の発災の翌 12 日に「東北地方太平洋沖地震（のちに東日本大震災に改称）福祉対策本部」（本部長：常務理事、副本部長：事務局長）を設置し、本会職員を被災地に派遣し、情報収集を行うとともに、適宜、対応方策を検討、支援活動に取り組んだ。

○　また、「本部ニュース」「プレスリリース」を継続的に発行し、本会関係者ならびに報道関係者等に対し、積極的な情報提供を行った。

○　23 年 3 月 24 日、緊急の都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議を開催し、被災地の情報の共有化と今後の継続的、組織的な支援活動について協議した。

２．被災県市社協に対する支援活動の展開

○　都道府県・指定都市ブロック幹事県市社協会議を開催し、災害ボランティアセンター設置と運営を支援するため被災地への都道府県・指定都市等社協職員の派遣を決定し、3 月 16 日からの職員派遣を調整した。

○　応援職員の協力を得て、23 年 3 月末には、被害の大きかった県・市町村に災害ボランティアセンターが設置された。

○　また、津波被害等により壊滅的に機能を失った市町村社協の再建、復興を支援すべく、対応方策を被災各県社協と協議を行うとともに、厚生労働省と再建、復興の枠組みについて協議を行った。

３．生活福祉資金・緊急小口資金特例貸付の実施にかかる調整

○　緊急小口資金特例貸付の全都道府県での実施を受けて、とくに被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県での貸付実施に向けた協力を行うとともに、３県への応援職員の派遣について都道府県・指定都市社協への要請・調整を行った。

○　平成 23 年 3 月末時点での全国での貸付決定状況は、貸付件数 2,586 件、貸付金額 3 億 5,464 万円となった。

４．社会福祉法人・福祉施設の被災状況ならびに支援ニーズの把握

○　社会福祉施設協議会連絡会として、被災 3 県で「社会福祉法人・福祉施設支援本部」の設置を進めた（23 年 3 月末時点で岩手県、宮城県に設置）。同支援本部を拠点として、全国の法人・施設から派遣された応援職員と本会職員による「調査チーム」が被災施設の状況把握を行った。

○　また、政府に対し、被災した法人・施設の運営支援にかかる緊急要望等を行うとともに、各種別協議会等においても人的・物的・財政的支援を実施した。

５．各種義援金の募集実施

○　社会福祉施設協議会連絡会による被災施設支援のための施設義援金、全国民生委員児童委員連合会による被災地民生委員･児童委員活動支援のための義援金、地域福祉推進委員会による被災社協の活動支援のための拠金活動を、それぞれ実施した。

【重点事業の実施状況】

Ⅰ．より良い社会福祉諸制度の確立への取り組み

１．「全社協福祉ビジョン 2011」のとりまとめ

○　社会・経済状況が大きく変化するなか、今後の社会福祉のあるべき姿、社会福祉の発展に必要な要素、財源のあり方、今日的な福祉課題に向き合う社会福祉法人等の責任と使命等について、広く国民ならびに社会福祉関係者に向けて、本会の考え方を発信すべく、平成 22 年 12 月に、政策委員会において『全社協 福祉ビジョン 2011』をとりまとめ、公表した。

○　また、本ビジョンにおける提言内容の実現に向けた社会福祉法人、社会福祉協議会の役割をまとめ、各構成組織間の「行動方針」として申し合わせを行った。

２．平成 23 年度社会福祉予算・税制に関する要望活動

○　介護職員処遇改善交付金、介護・福祉人材の処遇改善事業助成金、生活福祉資金貸付事業の相談体制の充実など、時限が定められていた関係予算について、恒常的な措置が図られるよう、厚生労働大臣に対して要望を行った。

○　また、地方分権、規制・制度改革が進展するなか、補助金の一括交付金化、設置主体規制の見直し、社会福祉施設等の人員・設備に関する基準の緩和等によって、自治体間において福祉サービスに格差が拡がることが大いに懸念されるところとなった。これに対し、社会福祉の基礎的な部分は国の責任で行い、自治体は地域ニーズに応じて一層充実させる役割を担うべきであるという主張を明確にし、平成 23 年度社会福祉予算・税制に対する要望活動を進めた。

３．「新しい公共」円卓会議における「社会事業法人」構想等への対応

○　「新しい公共」円卓会議では、その担い手に関して「社会事業法人」構想が提示され、その論議のなかで、社会福祉法人や社会福祉協議会が補助金依存体質であるとの指摘がされた。

○　これに対して、本会では、22 年 4 月に、内閣府の主催による「新しい公共」オープンフォーラムに、政策委員会委員長が出席し、社会福祉協議会や社会福祉施設の取り組みを発表し、既存の主体が今後とも主たる担い手として大きな役割を発揮していくべきことを主張した。6 月には全国社会福祉施設経営者協議会が社会福祉法人とその事業への適切に評価すべきとの意見書をとりまとめ、さらに、市場原理を原則とする企業が無制限に社会福祉事業に参入することに反対意見を表明した。

○　なお、6 月 4 日に同円卓会議にてとりまとめた「新しい公共」宣言では、「社会事業法人」構想についての具体化は盛り込まれなかった。

４．特別養護老人ホームへの民間参入拡大に対する反対意見の表明

○　行政刷新会議、規制・制度改革に関する分科会において、特別養護老人ホームへの民間参入拡大が検討されたことに対し、全国社会福祉施設経営者協議会では、特別養護老人ホームの事業ならびに利用者の特性に鑑み、今後とも高い公益性と事業の継続性、安定性が重要であることから、参入拡大に強く反対し、内閣府ならびに厚生労働省に対し意見・要望を重ねた。

５．障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会への参画、意見表明

○　現行の障害者自立支援法を廃止し、新たな「障がい者総合福祉法(仮称)」の制定に向けて、障がい者制度改革推進会議、同総合福祉部会において検討が進められた。同部会には、全国社会就労センター協議会ならびに全国身体障害者施設協議会の代表者が構成員として参画し、支給決定プロセスやサービス体系・内容等、各課題に対して意見表明を行った。

６．「子ども・子育て新システム」に関する参画

○　「子ども・子育て新システム検討会議」では、平成 22 年６月に「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」をとりまとめ、9 月下旬から「基本制度」「幼保一体化」「こども指針」の３つのワーキングチームが設置され、検討が進められた（平成 23 年度通常国会に法案提出予定）。全国保育協議会からは、３つのワーキングチームに委員が参画し、児童福祉、保育現場、利用者の視点から意見表明を行った。

○　また、「子ども・子育て新システム」にかかる議論においては、社会的養護の制度・財源について具体的な方向性が示されていないため、児童入所施設協議会の連携・協働のもと、施設機能や専門性の向上、職員配置や労働条件の改善等、厚生労働省等に対する提言・要望活動に取り組んだ。

Ⅱ．低所得者・失業者等への生活支援の強化

１．生活福祉資金貸付制度のあり方および事業実施体制の整備に関する検討

（１）これからの生活福祉資金貸付制度のあり方に関する検討

○　低所得世帯等の自立支援を図るための生活福祉資金貸付制度のあり方、地域福祉の観点から生活課題への対応方策や体制等について検討し、提言を行うことを目的に、平成 22 年９月に政策委員会幹事会の下に「これからの生活福祉資金貸付制度のあり方に関する検討会」を設置、検討を進めた。

○　23 年１月に、検討結果を「生活福祉資金貸付制度のあり方について―総合支援資金をめぐる課題を中心に―」としてとりまとめ、現状の課題と今後の方向性を示すとともに、本報告を踏まえた制度見直しと人員体制整備に関する緊急要望を厚生労働省に提出した。

（２）生活福祉資金貸付事業実施体制の整備・充実に向けた取り組み

○　生活福祉資金貸付事業については、平成 21 年度の制度改正以降、総合支援資金の貸付件数が大幅に増加しているなか、社会福祉協議会における照会・相談対応や事務処理、関係機関との調整業務等にかかる負担増が深刻化している。

＜参考＞　総合支援資金等の貸付状況（平成 23 年 3 月時点【速報値】）

・総合支援資金
　22 年度実績
　　貸付件数　2 万 8,638 件　　貸付金額　約 250 億 2,300 万円
　21 年 10 月以降累計
　　貸付件数　4 万 8,500 件　　貸付金額　約 413 億 2,400 万円
・臨時特例つなぎ資金
　22 年度実績
　　貸付件数　6,539 件　　貸付金額　約 6 億 4,900 万円
　21 年 10 月以降累計
　　貸付件数　1 万 1,779 件　　貸付金額　約 11 億 4,300 万円

○　こうした状況にあって、本会生活福祉資金貸付事業運営委員会では、平成 22 年 5 月に、厚生労働大臣宛に相談員等に係る人件費確保について要望書を提出し、22 年度補正予算等において一定の成果があった。

○　また、社会福祉協議会における相談業務等の実態を明らかにするとともに、23 年度以降の体制整備・充実に向けた取り組みの検討・推進を図るため、22 年 6 月に、人口 10 万人程度の市区社協を対象とした「生活福祉資金貸付事業等における相談業務の実施体制等に関する調査」を実施した。

○　本調査の結果、市区社協における生活福祉資金業務の配置職員数は平均 4.7 人（兼務状況等を勘案すると実働職員数は平均 1.6 人）という厳しい人員体制の実態等が明らかとなった。本調査により得られたデータを基礎資料として、体制強化に向けた厚生労働省との折衝を進めた。

Ⅲ．福祉サービス利用者等の権利擁護活動の推進

１．地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の確立

（１）日常生活自立支援事業の推進

○　日常生活自立支援事業の一層の拡充に向けて、月次調査に加え、新規利用者や契約終了者に関する状況調査を実施し、具体的な利用者の現状把握を行った。事業開始以降の累計契約締結件数は約 7 万件を数え、利用実績が着実に伸びるとともに、都道府県社協における専門員数も微増しており、厳しい財政状況のなかでも実施体制の拡充が図られた。

＜参考＞　平成 22 年度の日常生活自立支援事業の実施状況（22 年 11 月末時点）
１．事業実績
・相談件数　762,315 件（前年度同月比 15.0%増）
・利用者数　33,724 人（同 7.2%増）
・新規契約件数　6,811 件（同 10.9%増）
２．実施体制
・基幹型社協の設置数　882 か所（同 8.4%増）
・専門員数　1,367 人（同 9.2%増）

○　また、同事業の実施体制の強化とそのための財源確保に向けて、一括交付金化への対応も視野に、厚生労働省と適宜協議を重ねた。

（２）社協等における成年後見制度の取り組みの推進

○　市区町村社協における成年後見（法人後見）の取り組みが進められているが（22 年 11 月末時点で 114 社協において実施）、その促進のため、社協による成年後見制度の推進のあり方や法人後見実務マニュアルを内容とする「地域福祉を基盤とする成年後見制度への取り組みの基本的な考え方と実務」を作成し、都道府県・指定都市社協および基幹型社協等に配布した。

２．福祉サービスの質の向上への取り組み

（１）福祉サービスに係る苦情解決事業の推進

○　都道府県社協の実施する運営適正化委員会事業の課題や取り組み状況等に関する情報交換、相談員の資質向上を目的に、本年度においても関係者の研修や情報提供を実施した。

○　また、全国の運営適正化委員会における苦情受付状況等に関する統計をまとめ、高齢者・障害者・児童等の各分野における福祉サービスへの苦情の傾向や課題等の分析を行った。

○　平成 21 年度に都道府県運営適正化委員会に寄せられた苦情の受付ならびに相談件数は、「苦情等」が 2,466 件（前年度比 3.4%減）、「相談等」は 4,190 件（同 1.3%増）、合計 6,656 件であった。平成 12 年度の制度開始以降 10 年間の累計は、「苦情等」が 2 万 738 件、「相談等」が 3 万 4,415 件、合計 5 万 5,153 件となった。

（２）福祉サービス第三者評価事業の推進

○　第三者評価事業の普及を図るため、本会として厚生労働省通知に基づく「全国段階の推進組織」としての役割を果たすため、評価機関としての都道府県･指定都市社協における事業推進に向けた取り組みを進めた。

○　本年度は、評価基準等委員会・児童部会保育関係分科会において、「保育所版ガイドライン」の更新に向けた検討を行い、本会で更新した同ガイドラインは、平成 23 年 3 月に厚生労働省通知として発出された。

○　第三者評価事業の都道府県推進組織は 12 県社協（前年度比 1 件増）に設置されており、第三者評価機関として認証を受けている県市社協は 40 であった（前年度比 1 件増）。また、平成 22 年度中の全国での第三者評価の受審件数（23 年 2 月速報値）は、2,931 件（前年度比 199 件増）であり、累計受審件数は 1 万 4,881 件となった。

３．権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

（１）総合的な権利擁護システムの確立に向けた取り組み

○　高齢者虐待、児童虐待に関する実践事例を通じて今後の支援のあり方を検討することを目的に、「虐待を向き合う」をテーマに「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催した（参加者 267 名）。

○　また、1 年間の権利擁護・虐待防止に関する各団体の動向や実践　者の論文を掲載した「権利擁護・虐待防止白書 2011」を刊行し、新しい貧困からみえてきた課題等、これまでの制度では対応できない福祉課題・生活課題についての実践的な取り組みをまとめ、これからの権利擁護・虐待防止における支援方法等を情報提供した。

（２）障害者に対する権利擁護・虐待防止の推進

○　障害関係種別協議会等の協力のもと、「障害者権利条約」の理念や内容について関係者への理解・啓発を進めるとともに、「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」を改訂し、関係機関等に配布した。

（３）児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

○　関係種別協議会との協働により、各種別固有の課題と共通の課題を整理し、要保護児童、保護者、家庭、里親、施設職員を対象とした相談援助技術・個別援助手法、支援姿勢等を柱とした「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催した（参加者 260 名）。

Ⅳ．地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

１．住民の福祉活動の活性化

（１）社協における小地域福祉活動の推進

○　前年度に策定した「小地域福祉活動活性化アクションプラン」に基づき、市区町村社協における小地域福祉活動の推進強化に取り組んだ。

○　平成 21 年度社協活動実態調査によれば、地区社協等の地域福祉推進基礎組織の設置社協は全体の 47.4%（前回調査比 8%減）、ふれあい・いきいきサロン実施社協は 79.0%（同 7.3%増）で 5 万 2,633 か所（同 33.7%増）、小地域ネットワーク活動実施社協は 50.7%（同 4.3%増）、対象者数約 22.2 万人となった。

（２）生活支援サービスの推進

○　地域住民が主体となって地域の福祉ニーズに応える生活支援サービスを推進するため、生活支援サービスを実施する全国組織と連携し、先駆的事例をもとに同サービスの推進方策のあり方を検討し、「『生活支援サービス』が支える地域の暮らし」をとりまとめ、地方自治体および社協に配布し、住民参加による地域包括ケアの考え方について普及を図った。

２．市区町村社協の経営基盤強化支援

○　社協における運営適正化や事故防止に向けて、各種研修会等を通じて「事務局長の 10 のチェックポイント」の普及、促進を図った。

○　市区町村社協の介護サービス経営支援のため、地域福祉推進委員会「市区町村社協介護サービス経営研究会」において、136 社協（341 事業）に対する経営診断事業を実施し、経営改善を支援するとともに、把握した経営課題等をもとに制度改善に向けた検討を行った。

３．地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

（１）民生委員・児童委員の委嘱権限の見直し検討への対応

○　政府の地域主権戦略会議における民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣の委嘱権限の地方への移譲に関する議論に関して、大臣委嘱の堅持を主張する緊急アピールをもって、厚生労働大臣、地域主権戦略会議関係者、国会議員、知事等に対して陳情活動を行った。これにより、平成 22 年 12 月に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」では、民生委員・児童委員の委嘱権限の地方移譲についての言及を阻止した。

（２）民生委員・児童委員による支援活動の強化

○　民生委員・児童委員の活動支援のため各種研修や情報提供を行うとともに、平成 22 年 12 月の民生委員・児童委員の一斉改選に対応し、新任委員のための活動資料として、これまでに全国民生委員児童委員連合会が示してきた方針、指針等をとりまとめた『2010 年版新任民生委員・児童委員の活動の手引き』を刊行した。

４．ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

○　「社協における第 3 次ボランティア・市民活動推進 5 カ年プラン」の普及促進を図るとともに、社協ボランティア・市民活動センターの事業展開・業務推進手法の基本的なあり方を示すべく、「社協新任ボランティアセンター職員ハンドブック（仮称）」の作成作業を進めた。

○　全国的なボランティアの情報交換や活動交流を図るため、「第 19 回ボランティアフェスティバルひろしま」を、平成 22 年 9 月 25 日、26 日の両日、広島県広島市において開催した。

○　地域における福祉教育の推進に向けて、平成 21 年度福祉教育実践研究会の研究成果を「住民主体による地域福祉推進のための『大人の学び』」としてとりまとめ、市区町村社協等に配布するとともに、「全国こども・福祉教育推進セミナー」を開催し、今後の福祉教育の方向性について、学校関係者と社協関係者等の課題共有を図った。

５．福祉分野における防災、災害救援活動の強化

○　災害ボランティア活動支援に関する人材育成等の充実に向けて、平成 22 年 7 月に「災害ボランティアセンター経験者会議」を開催し、被災地支援の経験交流とともに、運営支援者研修のプログラムについて企画、検討を行った。これらの検討を踏まえ、12 月に災害ボランティアセンターの「運営支援者研修」を実施した（参加者 128 名）。

○　社会福祉施設における災害対策に関して、全国社会福祉施設経営者協議会において「福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン【水害対策編】」を策定し、すでに策定済みの【地震対策編】とあわせて社会福祉法人・福祉施設における災害対策に向けた取り組み促進を図った。

６．都道府県・指定都市社協の経営に関する検討

○　平成 21 年度に設置した「都道府県･指定都市社協の経営に関する委員会」において、補助・委託事業や会員制度のあり方、社協ネットワークとして取り組むべき事業展開、法令遵守の確立、といった経営課題について意見交換を行うとともに、中期的課題と短期的な具体的課題について並行した論議を進めた。

○　また、指定都市社協に特有の経営課題や大都市の福祉課題について検討を進めるべく、同委員会内に「指定都市社協分科会」を設置した。

Ⅴ．良質な福祉・介護サービスを担う人材の確保、育成への取り組み

１．福祉人材センターの機能強化

（１）福祉人材センターの役割の明確化、機能強化方策等の検討

○　福祉人材センターの成果指標や機能強化方策等について、都道府県福祉人材センター関係者の参画を得て検討を行うとともに、センター・バンクの機能強化に向け、センター・バンクからの意見集約を行った。

（２）福祉・介護の仕事に関するイメージアップの取り組み推進

○　広く行政や関係機関・団体と連携した「福祉人材確保重点実施期間」の中央行事として、平成 22 年 11 月 11 日に「『介護の日』フォーラム」を開催し、介護関係者に限らず広く国民に向けて、福祉・介護分野の仕事の魅力や重要性を発信した（参加者 738 名）。

○　福祉・介護分野の仕事に関するイメージアップや理解促進に向けて、高校生やその保護者、教員等を対象とした「関係機関の連携による福祉・介護の仕事に対するイメージアップ事業」として前年度に続き、福祉の仕事を紹介するＤＶＤ等のツールの普及を図った。

（３）都道府県福祉人材センター事業の運営支援

○　都道府県福祉人材センター事業の運営支援に向けて、各種研修ならびに情報提供を行うとともに、求人・求職情報管理を行うための「福祉人材情報システム」の改修について検討し、センター・バンクにおける無料職業紹介業務の推進を図った。

＜参考＞　福祉人材センターにおける求人・求職状況（平成 22 年度速報値）	
・新規求人数	14 万 7,539 人（前年度比 2 万 2,728 人増）
・新規求職者数	6 万 2,731 人（　同　1,225 人増）
・有効求人数（月平均）	3 万 2,394 人（　同　4,295 人増）
・有効求職者数（月平均）	3 万 1,395 人（　同　2,328 人増）
・紹介人数	2 万 2,950 人（　同　2,823 人増）
・採用人数	9,330 人（　同　1,489 人増）

○　また、求人・求職者向けホームページ「福祉のお仕事」および「福祉のお仕事モバイル」の内容充実と操作性向上を図るとともに、学生や無資格・未経験者等を対象とした「福祉のお仕事スタート」により、福祉･介護にかかる資格や仕事に関する情報提供を行った(「福祉のお仕事」月間平均アクセス件数：約 80 万件（前年度比 26.9%増)、「福祉のお仕事モバイル」; 10.3 万件（同 78.8%増))。

２．福祉人材確保に向けた取り組みの充実

（１）「福祉・介護人材確保緊急支援事業」に関わる取り組みの推進

○　「福祉・介護人材マッチング支援事業」等の実施にあたって、福祉人材センター全国連絡会議において取り組みの方向性を提示するとともに、効果的な取り組み情報の把握と各県での共有化のための調査を実施した。

（２）都道府県社協における介護福祉士等修学資金貸付事業の実施支援

○　平成22年度は､46都道府県社協において計8,289人(前年度比179.7%増）に対して 115 億 7,600 万円（同 414.7%増）の貸付が決定された。

３．研修事業充実等による人材育成の推進

（１）介護職員のキャリア形成の支援

○　「介護福祉士ファーストステップ研修普及等委員会」を組織し､「介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン」に基づき、各実施機関に対して、同研修の内容確認を行うとともに、企画運営上の助言や先行事例等の情報提供等を行った。

（２）社協職員の養成・研修の推進

○　社協職員としての業務推進における考え方や行動の指針の共通化を図るべく、地域福祉推進委員会企画小委員会において「社会福祉協議会行動原則（仮称)」の試案をとりまとめ、意見公募を行った。

○　また、新任の市区町村社協事務局長、社協の基幹職員や新任職員といった各階層を対象とした研修の実施やテキストの作成等、社協職員の専門性向上に向けた取り組みを進めた。

（３）中央福祉学院研修の充実、都道府県・指定都市研修実施機関の支援

○　受託研修事業（8 課程 11 コース : 受講者合計 2,412 名)、独自研修（11 課程 50 コース ; 受講者合計 8,468 名）を実施し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を進めた。

○　都道府県・指定都市の研修実施機関支援に向け、各県域での「福祉職員生涯研修」の普及推進のため、指導講師の養成（修了者 38 名）および中央講師の派遣等を実施した。

Ⅵ．国際協力、出版事業・広報活動の推進、本会経営管理体制の強化

１．国際協力および国際社会福祉の連絡調整

○　アジア各国の福祉人材の育成を図るとともに、アジアにおける社会福祉ネットワークの構築を目的に、昭和 59 年から実施している「アジア社会福祉従事者研修」は、22 年度で第 27 期を数え、5 か国から 5 名が来日、事情により途中帰国した 2 名を除く 3 名が本研修を修了し、これにより事業開始以来 8 か国から計 129 名が本研修を修了した。

○　また、本研修修了生の自国での福祉活動について、今後一層継続した支援を実施するために、国際社会福祉基金委員会において、種別協議会協議員に支援会員としての協力を呼びかけ、会費（年額 1 万円）をもって助成財源とする「アジア社会福祉支援『修了生福祉活動支援会員事業』」を創設し、97 名から計 131 万円の支援金（支援会費）が寄せられた。

２．出版事業・広報活動の充実、強化

（１）出版事業の充実、販売促進の強化

○　関係者への最新情報の提供やスキルアップに資するべく、月刊 4 雑誌の企画内容充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援を行った。22 年度においては、新規企画図書 7 点、改訂図書 21 点、行政関係図書 1 点、年度版関係図書 10 点、月刊 4 雑誌および増刊号 52 点および重版図書 23 点を刊行した。

（２）『全国社会福祉協議会百年史』の刊行

○　『全国社会福祉協議会百年史』を平成 22 年 10 月に刊行した。この『百年史』は、明治から現在に至る本会の歴史に加え、中央慈善協会当時の稀少資料を含め、散逸しがちな歴史的資料等を DVD（資料編）に収録することによって、あらためてわが国の社会福祉の百年を把握することができるように編纂した。

３．ロフォス湘南リニューアル工事の着実な実施

○　3 か年事業の第 2 年次として、リニューアル本部において設計監理の委託先および工事施工業者との会議を重ね、工事の詳細に関する実施設計作業を進めた。

○　今回のリニューアル事業の目的のひとつである省エネ、環境配慮に関して、太宰ホール屋根に太陽光発電設備を設置し、平成 23 年 2 月から稼働を開始した。これにより 57kw/h の発電が可能となった。年間で約 17 t の CO2 削減が見込まれる。

４．新霞が関ビルの安定経営

○　IC カードを利用したセキュリティ・システムの活用とともに、省エネ等の観点から事務所内の照明削減や給湯設備の利用見直しなどを徹底し、節電・CO2 排出削減を図り、平成 22 年度下半期においては使用電力量では前年度比 17%削減を実現した。

５．「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

○　基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を実施した。世界的な金融不安や株安・円高の進行、大震災の影響等、厳しい経済状況となったが、適切な運用とこれまでの財政再建策の実施により要支給額に対する充足率は、23 年 3 月末時点で 101.3%を確保した。

６. 事務局機構の改組

○　平成 22 年 4 月に、政策企画部、法人振興部、高年・障害福祉部を設置する等の事務局改組を行った。